

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

告
示

- 福島県議会定例会を招集する件
 - 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件
 - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があつた件
 - 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件
 - 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件
 - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があつた件
 - 入会林野整備計画を適当と決定した件
 - 土地収用法により事業の認定をした件
 - 海岸保全区域として指定する件の一部を改正する件
 - 道路の区域を変更する件
 - 道路の供用を開始する件
 - 随意契約の相手方を決定した件
 - 福島県商業まちづくりの推進に関する条例第十条第一項の規定により特定小売商業施設の変更の届出があつた件
 - 福島県病院局**
 - 一般競争入札を行う件
 - 落札者を決定した件
 - 福島県警察本部**
 - 福島県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則
 - 福島海区漁業調整委員会**
 - はえなわ漁業について指示する件

四九六 四九五 四九三 四九一 四九〇 四九一 四八九 四八八 四八八 四八九

福島県告示第五百八十一号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を平成二十九年九月十九日福島市に招集する。
平成二十九年九月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(総務課)

福島県告示五百八十二号
生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年九月五日

福島県印事 内 届 雜 進

告示

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ケアーズ訪問看護りハビリ ステーション野田町	福島市野田町七一三一〇セレー	平成二七年六 月一日
みうら内科クリニック	ノダイマル一一B	
浪江町国民健康保険仮設津 島診療所	二本松市羽石一一〇一六	
カーナデンタルクリニック	同 市油井字大窪一一八	
さくらんぼ薬局	福島市本町五一六 草野ビル三階	月二三日
大山クリニック	同 市太平寺字兒子塚三六	月一日
まつやまクリニック	伊達市北後一三一	年四
西白河郡矢吹町八幡町五六一	同 同 日	月二二日
同 年五		平成二九年三

平成二十九年九月五日

福島県知事 内堀雅雄

起業者の名称

一 双葉町

事業の種類
双葉町共同墓地整備事業

二 双葉町

事業の部分
双葉町共同墓地整備事業

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
辰巳屋ビル 福島県福島市栄町五番一号
法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

- 二 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
辰巳屋ビル 福島県福島市栄町五番一号
法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
辰巳屋ビル 福島県福島市栄町五番一号
法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
- 二 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
辰巳屋ビル 福島県福島市栄町五番一号
法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
- 三 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
辰巳屋ビル 福島県福島市栄町五番一号
法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
- 四 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
辰巳屋ビル 福島県福島市栄町五番一号
法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
辰巳屋ビル 福島県福島市栄町五番一号
法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
- 二 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
辰巳屋ビル 福島県福島市栄町五番一号
法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
- 三 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
辰巳屋ビル 福島県福島市栄町五番一号
法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
- 四 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
辰巳屋ビル 福島県福島市栄町五番一号
法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
辰巳屋ビル 福島県福島市栄町五番一号
法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
- 二 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
辰巳屋ビル 福島県福島市栄町五番一号
法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
- 三 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
辰巳屋ビル 福島県福島市栄町五番一号
法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
- 四 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
辰巳屋ビル 福島県福島市栄町五番一号
法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

廃棄物等に関する事項について

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
辰巳屋ビル 福島県福島市栄町五番一号
法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
- 二 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
辰巳屋ビル 福島県福島市栄町五番一号
法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
- 三 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
辰巳屋ビル 福島県福島市栄町五番一号
法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
- 四 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
辰巳屋ビル 福島県福島市栄町五番一号
法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
辰巳屋ビル 福島県福島市栄町五番一号
法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
- 二 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
辰巳屋ビル 福島県福島市栄町五番一号
法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
- 三 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
辰巳屋ビル 福島県福島市栄町五番一号
法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
- 四 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
辰巳屋ビル 福島県福島市栄町五番一号
法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

福島県告示第五百八十八号

- 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第一項の規定により、森戸入会林野整備組合組合長湯田茂から平成二十九年八月二十一日付けで申請のあつた滝ノ又山入会林野整備計画を適正とする旨決定した。

- この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十九年九月五日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

入会林野整備計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年九月六日から
同 年十月五日まで（三十日間）

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室林業振興課、福島県南会津農林事務所森林林業部及び南会津町役場

（林業振興課）

福島県告示第五百八十九号

- 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十九年九月五日

福島県知事 内堀雅雄

- （一）失われる利益
本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び福島県環境影響

